

岩手県告示第697号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第34条の2第1項の規定により開発許可があったものとみなされる次の開発行為に関する工事が完了した。

平成27年8月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 工区に含まれる地域の名称 第1工区 陸前高田市高田町字中田58番1、58番2、59番1、60番2、60番4、60番5、85番2、86番1及び86番3並びにこれらの区域に介在する認定外道路
- 2 開発許可があったものとみなされる者の住所及び名称 盛岡市内丸10番1号 岩手県